

総代選挙規約、役員選挙規約、総代会運営規約一部改正の件

大阪教育大学生協同組合の「総代選挙規約」、「役員選挙規約」、「総代会運営規約」を下記のとおり一部変更いたします。

1. 改正の理由

2007年の生協法改正を受け、2008年の総代会で総代選挙規約を改正し、2009年以降の総代選挙を実施してきました。2008年の改正は、まだ厚生労働省による「模範定款例」等が発表されていない2008年3月の段階で、全国大学生協同組合連合会（以下、大学生協連）が作成した「モデル規約」を参考に当生協理事会・総代会での検討を加えて行ったものですが、その後いくつかの不備が見つかっていました。2010年3月に大学生協連が法令や模範定款例に基づき総合的に吟味し直し、これらの不備を修正した「新モデル」を作成しました。「新モデル」に当生協の実情を加えて検討し、この改正案をまとめたものです。

2. 「総代選挙規約」「役員選挙規約」「総代会運営規約」の新旧比較表

次ページより

以上

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、大阪教育大学生協同組合(以下、「組合」という。)の総代の選挙と補充について定める。</u></p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(総代選挙管理委員会)</p> <p>第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、総代選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 <u>総代選挙管理委員は、組合員(役職員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内をもって構成する。</u></p> <p>3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</p> <p>4 <u>総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成し、総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。</u></p> <p>5 <u>総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。</u></p> <p>6 <u>総代選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか理事会に報告する。</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。</u></p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(総代選挙管理委員会)</p> <p>第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、総代選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。</p> <p>3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</p> <p>4 <u>総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。</u> 総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。</p> <p>5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。</p> <p>6 <u>選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。</u></p> <p>7 <u>総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。</u></p>	<p>定款や他の規約等との整合を図りません。</p> <p>役職員も組合員ですから総代選挙管理委員になれますが、「なれない、できない」と誤解する例があったので加筆します。</p> <p>変更後第19条と重複しているので、削除。</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>(選挙権及び被選挙権)</p> <p>第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、<u>投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。</u></p> <p>(選挙の手順)</p> <p>第5条 任期満了にともなう総代選挙は、<u>通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い、16日前までに当選者決定の公告を行うものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。</u></p> <p>(選挙実施の公告)</p> <p>第6条 <u>選挙実施の公告には次の事項を記載する。</u></p> <p>(1) 選挙区と定数 (2) 候補者の受付期間と手続き方法 (3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法 (4) <u>候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨</u> (5) <u>その他必要な事項</u></p> <p>(候補者の受付)</p> <p>第7条 総代に立候補しようとする組合員は、<u>公告された受付期間中に、総代選挙管理委員長の定めた用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、<u>組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の</u></p>	<p>(選挙権及び被選挙権)</p> <p>第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、<u>総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。</u></p> <p>(総代の選挙及び公示)</p> <p>第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の<u>30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。</u></p> <p>(1) <u>総代の選挙区と定数</u> (2) 候補者の受付期間と手続き方法 (3) <u>選挙期日・投票場所と投票方法</u></p> <p>(総代候補者の受付)</p> <p>第6条 総代に立候補しようとする組合員は、<u>公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要な事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、<u>その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間</u></p>	<p>新入生等の生協加入の実態等を念頭に、具体的に決めました。</p> <p>法第38条により総代会の日の10日前までに全総代に書面で招集通知を発しなければなりません。遅くともこの日までに総代が就任している必要があります。第16条による異議申し立てや裁定の期間を考慮し、遅くとも16日前までに当選者決定の公告(=総代の就任)を行うことにしました。実務上は4月上旬には最初の公告を行う必要があります。「公示」という用語は法令・定款で定義されていないので、定款で定義されている「公告」に統一します。</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。</p> <p>(投票に関する公告と周知)</p> <p>第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに、候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。</p> <p>2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。</p> <p>(選挙運動)</p> <p>第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。</p> <p>2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行なう。</p> <p>(当選者)</p> <p>第11条 前条による投票を行った選挙区では、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。</p>	<p>内に推薦を届け出ることができる。</p> <p>(候補者の公示)</p> <p>第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。</p> <p>(選挙運動)</p> <p>第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。</p> <p>2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。</p> <p>(当選者)</p> <p>第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。</p>	<p>変更前の「選挙期日」は「投票の期日」を指すと考えられますが、このとおりだと実務が間に合わなくなるおそれがあります。実務を念頭により正確に定めます。なお「周知」とは、公告の方法として定めたもののほか、公告の方法として定めていない場合でもホームページで案内したり、対象となる組合員が多く利用する建物や店舗等で掲示をしたりすること等をいいます。</p> <p>あらかじめ指示を定めるとは限らないので、正確な表現に改めます。</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。</p> <p>(無効投票) 第 12 条 次の投票は無効とする。 (1) 所定の用紙を用いないもの (2) 定められた投票方法に違反したもの</p> <p>(立会人) 第 13 条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。</p> <p>(当選の通知と公告) 第 14 条 総代選挙管理委員会は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。</p> <p>(就任) 第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。</p>	<p>2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。</p> <p>3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。</p> <p>(無効投票) 第 11 条 次の投票は無効とする。 (1) 所定の用紙を用いないもの (2) 定められた投票方法に違反したもの (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したものの</p> <p>(立会人) 第 12 条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。</p> <p>(当選の通知と公示) 第 13 条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。</p> <p>(就任) 第 14 条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。</p>	<p>この趣旨は、17 条で定めます。</p> <p>変更前第 3 号・第 4 号は補者名を記載する投票を前提にしていますが、必ずその方法で投票が行われるわけではありませんし、第 2 号でこれらの趣旨を吸収できるので、変更します。</p> <p>「就任の辞退」は、厳密には定めておいたほうがいいものですが、この期間を予定すると総代会の開催が難しくなりますので、この定めを削除し、こ</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。</p> <p>(異議申し立て) 第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告から 3 日以内に総代選挙管理委員長に対して書面をもって行う。</p> <p>2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。</p> <p>3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申立の日から 3 日以内に異議申立人に通知する。</p> <p>4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。</p> <p>5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、当該選挙区について再選挙を行う。</p> <p>(追加選挙) 第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、定員割れとなったすべての選挙区で、総代総数が定款に定める定数以上となるまで追加選挙を行なう。</p>	<p>2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。</p> <p>3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第 10 条第 3 項を準用する。</p> <p>4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。</p> <p>(異議申し立て) 第 15 条 選挙に関する異議は、当選の公示から 7 日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。</p> <p>2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。</p> <p>3 選挙管理委員会は第 1 項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から 5 日以内に異議申立人に通知する。</p> <p>4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。</p> <p>5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。</p>	<p>の趣旨については第 2 項の「辞任」に吸収します。</p> <p>変更前第 3 項・第 4 項の趣旨は、第 18 条・第 19 条で定めます。</p> <p>法の定めに基づいて総代会の招集等を行う日程を念頭に修正します。</p> <p>異議申し立ての取扱いを、より正確に定めます。</p> <p>実務上さまざま生じて判断に迷うケース等について、正確に定めておきます。</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>(定款に定める定数の下限から欠けた場合の措置)</p> <p>第 18 条 <u>就任した総代が辞任し又はその資格を失って第 15 条第 2 項により繰上当選としても次点者が不足するなどの事情により、現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠くことになったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをそれぞれの計算の基準とする。</u></p> <p>(1) <u>総代会の成立を確認する場合 定款に定める定数の下限の人数</u></p> <p>(2) <u>総代が役員の解任請求又は臨時総代会招集請求をする場合 現に就任している総代の人数</u></p> <p>(補充)</p> <p>第 19 条 <u>現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠けている場合において理事長が総代会を招集しようとするときは、理事長は補充選挙を実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、監事が総代会を招集するときには適用しない。</u></p> <p>3 <u>第 1 項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、理事長は補充選挙を実施する。</u></p> <p>4 <u>補充選挙については、前各条を準用する。</u></p> <p>(細目等)</p> <p>第 20 条 <u>総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。</u></p>	<p>(補充)</p> <p>第 16 条 <u>選挙区の定数の 5 分の 1 を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>補充選挙については、前各条を準用する。</u></p> <p>(細則)</p> <p>第 17 条 <u>選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。</u></p>	<p>変更前では「1つ以上の選挙区で5分の1以上の欠員があるときに総代会を招集するには補充選挙」としていましたが、これを大きく変更していません。</p> <p>「細則」という文書を別に定めるとは限らないので、より正確に定めます。</p>

変更後 総代選挙規約	変更前 総代選挙規約	コメント
<p>(改廃) 第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規約は、組合の成立の日から施行する。</u></p> <p>1 <u>2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</u></p> <p>1 <u>2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</u></p>	<p>(改廃) 第 18 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>附則</p> <p><u>2008 年 5 月 23 日第 23 回総代会で改正</u></p>	<p>定款や他の規約等との整合を図りま す。</p>

役員選挙規約

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p>(目的) 第1条 <u>この規約は、消費生活協同組合法(以下、「生協法」という。)及び定款に基づき、大阪教育大学生協同組合(以下、「組合」という。)の役員選挙と補充について定める。</u></p> <p>(選挙区と定数) 第2条 <u>役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第19条の定める範囲内において理事会で定める。</u></p> <p>(不適格者) 第3条 <u>生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。</u> (1) 被補助人 (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者</p> <p>(役員選挙管理委員会) 第4条 <u>理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。</u></p> <p>2 <u>役員選挙管理委員は、組合員(役職員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内をもって構成する。</u></p>	<p>(総則) 第1条 <u>定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。</u></p> <p>(選挙区及び定数) 第2条 <u>選挙区及び定員は理事会において決定する。</u></p> <p>(不適格者) 第3条 <u>生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。</u> (1) 被補助人 (2) 破産手続開始の決定を受け、復権<u>を</u>していないもの</p> <p>(役員選挙管理委員会) 第4条 <u>選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行う。</u></p> <p>(役員選挙管理委員の選任) 第5条 <u>役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。</u></p> <p>(役員選挙管理委員の定数) 第6条 <u>役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内と</u></p>	<p>定款や他の規約等との整合を図りません。</p> <p>一般的にはここに「未成年者」も書かれますが、大学生協では定めません。</p> <p>総代選挙規約と同趣旨のことを定めている箇所は、表現についても可能な範囲で一致させました。以下同じ。</p> <p>役職員も組合員ですから役員選挙管理委員になれますが、「なれない、できない」と誤解する例があったので加筆します。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</u></p> <p><u>4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成し、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。</u></p> <p><u>5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。</u></p> <p><u>6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。</u></p>	<p><u>し、理事会で定める。</u></p> <p><u>(役員選挙管理委員の任期)</u> <u>第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</u></p> <p><u>2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。</u></p> <p><u>(役員選挙管理委員の構成)</u> <u>第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。</u></p> <p><u>2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。</u></p> <p><u>3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。</u></p> <p><u>4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。</u></p> <p><u>5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。</u></p> <p><u>(役員選挙管理委員会の任務)</u> <u>第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。</u></p> <p><u>(1) 選挙の公示</u></p> <p><u>(2) 立候補者の受付、締切及び公示</u></p> <p><u>(3) 投票及び開票の立ち会い</u></p> <p><u>(4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知</u></p> <p><u>(5) 違反行為のあった場合の当落の判定</u></p>	<p>第4条第2項でこの趣旨を定めます。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>(被選挙権)</u> <u>第5条 役員</u>の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。</p> <p><u>2 役員選挙管理委員</u>は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。</p> <p><u>(選挙の手順)</u> <u>第6条 任期満了に伴う役員選挙</u>は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。</p> <p><u>2 前項及び次条の具体的な日程</u>については役員選挙管理委員会が定める。</p> <p><u>(選挙実施の公告)</u> <u>第7条 選挙実施の公告</u>には次の事項を記載する。</p> <p><u>(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数</u> <u>(2) 候補者の受付期間と手続き方法</u> <u>(3) その他必要な事項</u></p> <p><u>2 前項第2号の受付期間の終了日</u>は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経</p>	<p><u>(6) 選挙録の作成</u> <u>(7) その他選挙に必要な事務</u></p> <p><u>(選挙の公示)</u> <u>第10条 選挙の公示</u>は、定款第52条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)</p>	<p>「選挙録」は本来必須ではないので規約から削除します。</p> <p>立候補できる者の資格等を定めていなかったため、新設します。生協職員が組合員である生協では、「組合員という身分に基づき自由に立候補できるのかどうか」が問われることもあるため、規約に明記します。</p> <p>総代会は招集通知を発して開催するものであって「公示」等を行うべきものではありませんが、変更前の第10条に「総代会開催の公示」という定めがあるため、この公示をいつ行うのが課題になっていました。また、「立候補の受付は5日間」という確定的な定めも機動的な総代会準備の障害になっていました。変更後はこの「公示」に関する定めを廃止し、第6条と第7条で日程等に関する枠組みを正確に定め、受付期間についても「7日以上」と幅を持たせて決めました。なお、「公告」と「公示」に関しては総代選挙約の変更後第5条の説明を参照してく</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>過した日であることを要する。</u></p> <p>(立候補の届出) <u>第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(重複立候補の禁止) <u>第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。</u></p> <p>(理事会による推薦) <u>第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、理事及び監事の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。</u></p> <p><u>2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨</u></p>	<p>(立候補の届出) <u>第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。</u></p> <p>(重複立候補の禁止) <u>第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。</u></p> <p><u>第11条</u> <u>2.理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。</u></p>	<p>ださい。</p> <p>推薦について、より正確に定めます。推薦された候補者の登録について、変更前は「理事会が届け出る」としていましたが、これを「候補者本人が届け出る」と改めました。ご本人に提出いただくことで、「当選したら就任することを承諾する」という趣旨をこの時点で確認すること等も目的にしています。なお、この届出は、理事会での推薦議決の日程等によっては一般の立候補期間内に終了しない可能性があるため、それに備えた第4項を設けています。第3項のただし書きについては、法令等の関係で必要な事項では</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。</u></p> <p>(選挙運動) 第 11 条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p> <p>(選挙) 第 12 条 選挙は、総代会において行う。 2 総代会に出席した総代(第 14 条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代 1 人につき 1 票とする。 3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。 4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。</p> <p>(当選者の決定) 第 13 条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下</p>	<p><u>3. 次の者は立候補することができない。</u> <u>(1) 第 3 条に規定する者</u> <u>(2) 役員選挙管理委員</u></p> <p>(選挙運動) 第 13 条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p> <p>(選挙) 第 14 条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。 3 当選は総(代)会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位の得票数が同数の時(当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。)は抽選により当選者を決定する。 4 出席者の過半数の信任を得た者が第 2 条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信</p>	<p>ありませんが、「理事会が監事候補者を恣意的に推薦する」ということにならないための措置です。</p> <p>この定めは他の箇所と重複しているので削除します。</p> <p>あらかじめ指示を定めるとは限らないので、正確な表現に改めます。</p> <p>変更前は、「原則として有効投票の過半数の票を得ないと当選できない」としています。日本生協連が推奨しており、ありうる定めですが、定数を大きく上回る立候補があったとき等には過半数の票を得られるとは限らないので、新モデルではこの定めをなくし、単に「有効投票の多数の順」としました。その上で、候補者が定数内であるときには信任投票を行うことにしています。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。</u></p> <p>2 <u>前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。</u></p> <p>(書面投票)</p> <p>第14条 <u>定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面(ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。)</u>を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。</p> <p>2 <u>前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代(総代から委任を受けた者を含む。)</u>は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 <u>次の投票は無効とする。</u></p> <p>(1) <u>所定の用紙を用いないもの</u></p> <p>(2) <u>定められた投票方法に違反したもの</u></p>	<p><u>任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。</u></p> <p>5 <u>登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。</u></p> <p>(書面投票)</p> <p>第15条 <u>定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総(代)会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、総(代)会の途中で退席する総代(組合員)は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</u></p> <p>(無効)</p> <p>第16条 <u>次に掲げる投票は、無効とする。</u></p> <p>(1) <u>所定の用紙を用いないもの</u></p> <p>(2) <u>選挙される役員の名のほか、他事を記載したもの</u></p> <p>(3) <u>人名がなにびとか確認しがたいもの</u></p> <p>(投票の区分)</p> <p>第17条 <u>理事と監事の投票は、区別して行なう。</u></p>	<p></p> <p>変更後の第2号で網羅できるので改めます。</p> <p>特段必要がないので削除します。</p>

役員選挙規約

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>(立候補又は推薦受諾の取消し)</u> 第 16 条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。 2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。</p> <p><u>(総代会への報告と公告)</u> 第 17 条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。</p> <p><u>(就任辞退)</u> 第 18 条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。</p> <p><u>(就任)</u> 第 19 条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。</p> <p><u>(総代が役員に就任した場合の措置)</u> 第 20 条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。</p> <p><u>(異議申し立て)</u> 第 21 条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙</p>	<p><u>(就任辞退)</u> 第 18 条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。</p> <p><u>(退任)</u> 第 19 条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。</p>	<p>民法の規定により当然のことですが、このことについて確認が必要となる機会がときどきあるので明示します。</p> <p>定款の(役員の任期)の条第 3 項に定めていることですが、規約にも明記します。</p> <p>異議申し立てについて定めておきます。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。</u></p> <p><u>2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。</u></p> <p><u>3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。</u></p> <p><u>5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。</u></p> <p><u>(補充選挙等)</u></p> <p><u>第 22 条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数が、定款に定める各役員の人数の下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事的全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</u></p> <p><u>3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限から、その下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠くに至ったときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから 3 ヶ月以内に補充しなければならない。</u></p> <p><u>4 就任した役員が辞任等によって退任した場合におい</u></p>	<p><u>(再選挙)</u></p> <p><u>第 20 条 役員の数に足る当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行わなければならない。</u></p>	<p>変更前の定めだと(「定款の定数の下限」ではなく)その年の理事会が議決した定数に1名でも欠けたときは、必ず総代会を招集しなければならないこととなります。また、「再選挙」とは一般には「前回の選挙を無効とし、一から選挙をやり直すこと」とされています。改正生協法は役員が欠けたときの扱いを「総代会で定款の下限の人数に達しなかったとき」「総代会では定款の下限を満たしたがその後辞任等により定款の下限を満たさなくなったとき」「定款の下限から、その定款の下限の人数の5分の1を超える者が欠けたとき」に分けて厳密に定めています。その定め的基本的事項を変</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約	コメント
<p><u>て、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。</u></p> <p>(補充選挙の方法) 第23条 <u>補充選挙を行うときは、前各条を準用する。</u></p> <p>(細目) 第24条 <u>役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、役員選挙管理委員会が決する。</u></p> <p>(改廃) 第25条 <u>この規約の改廃は、総代会の議決による。</u></p> <p>(施行期日) 1 <u>この規約は、組合成立の日から施行する。</u> 1 <u>2008年5月23日一部改正・施行する。</u> 1 <u>2011年5月27日一部改正・施行する。</u></p>	<p>(補充選挙) 第21条 <u>役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。</u></p> <p>(定めのない事項) 第22条 <u>この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。</u></p> <p>(改廃) 第23条 <u>この規約の改廃は、総代会において行う。</u></p> <p>附則 <u>2008年5月23日第23回総代会で改正</u></p>	<p>更後に加筆しました。</p> <p>他の規約等と表現を統一します。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p style="text-align: center;"><u>総会及び総代会運営規約</u></p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第66条に基づき、<u>大阪教育大学生活協同組合(以下、「組合」という。)</u>の総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第2条 総代会に出席する総代は、<u>総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。</u></p> <p>2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、<u>総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</u></p> <p>(議決権及び選挙権の書面による行使)</p> <p>第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、<u>次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面(以下、「書面議決書」という。)</u></p> <p>(2) <u>選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの</u></p> <p>2 第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、<u>前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>総代会運営規約</u></p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(総代の資格確認)</p> <p>第2条 総代会に出席する総代は、<u>組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。</u></p> <p>2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</p> <p>3 <u>書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。</u></p>	<p>定款で「総会及び総代会運営規約」と定めており、名称を一致させます。</p> <p>必要性と実態に応じて修正します。</p> <p>この件は「資格確認」に含まれない内容を含むので、独立した条で正確に定めます。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p><u>扱う。</u></p> <p>(傍聴) 第4条 組合員は、<u>組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。</u></p> <p>(資格審査委員会) 第5条 理事長は<u>前三条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。</u></p> <p>(開会) 第6条 出席者が定款第62条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。</p> <p>(議長) 第7条 理事は、総代会にはかつて、<u>出席した総代の中から議長1人を選出する。</u> 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。</p> <p>(書記) 第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。</p> <p>(議事運営委員) 第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。</p>	<p>(傍聴) 第3条 組合員は、<u>組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。</u></p> <p>(資格審査委員会) 第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を<u>置くことができる。</u></p> <p>(開会) 第5条 <u>総代の出席者が定款第56条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。</u>ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。</p> <p>(議長の選出) 第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手、<u>又は投票による。</u> 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。</p> <p>(書記) 第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、<u>書記若干名を指名する。</u></p> <p>(議事運営委員) 第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。</p>	<p>議事運営委員に職員を含む場合も想定し、「役職員」とします。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p>(退場の制限等)</p> <p>第 10 条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。</p> <p>2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。</p> <p>3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。</p> <p>(発言)</p> <p>第 11 条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかって定める。</p> <p>2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。</p> <p>3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できる。</p> <p>4 議長は、総代会にはかって、関係者を出席させ発言を求めることができる。</p> <p>5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。</p> <p>(質問に対する説明)</p> <p>第 12 条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。</p> <p>2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。</p> <p>(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合</p>	<p>(退場の制限その他)</p> <p>第 9 条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。</p> <p>2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。</p> <p>3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。</p> <p>4 <u>第 2 項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。</u></p> <p>(発言)</p> <p>第 10 条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかって定める。</p> <p>2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。</p> <p>3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。</p> <p>4 議長は、総代会にはかって、関係者を出席させ発言を求めることができる。</p> <p>5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。</p> <p>(質問に対する答弁)</p> <p>第 11 条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。</p> <p>2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。</p> <p>(1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合</p>	<p>変更前規約第 4 項の趣旨は、変更後第 3 条第 2 項で定めます。</p> <p>定款の「役員の説明義務」の条の定めを要約している箇所ですが、定款の定めと若干異なる内容となっていましたので、定款に一致させます。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p>(2) <u>説明</u>により組合員の共同の利益を著しく害する場合</p> <p>(3) 調査を要するため、直ちに<u>説明</u>することが困難である場合</p> <p>(4) <u>説明</u>により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) その他正当な理由がある場合</p> <p>3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。</p> <p>(議事進行に関する動議)</p> <p>第13条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、<u>総代10人以上(自分を含む。)</u>の賛同を得て、<u>文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないとき認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の動議は、出席した総代の議決権(代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。)</u>の過半数の賛成で議決する。<u>ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</u></p> <p>(修正動議)</p> <p>第14条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、<u>総代10人以上(自分を含む。)</u>の賛同を得て、<u>文書で理事長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければなら</p>	<p>(2) <u>答弁</u>により組合員の共同の利益を著しく害する場合</p> <p>(3) 調査を要するため、直ちに<u>答弁</u>することが困難であると認められる場合。</p> <p>(4) <u>答弁</u>により、<u>この</u>組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) その他正当な理由がある場合</p> <p>3 理事または監事は、議長の許可を<u>受けて</u>職員等の補助者に説明をさせることができる。</p> <p>(議事運営に関する動議)</p> <p>第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。</p> <p>2 <u>動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないとき認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。</u></p> <p>3 <u>動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。</u></p> <p>(修正動議)</p> <p>第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、<u>総代5人以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければなら</p>	<p>議事進行に関する動議について、より正確に定めます。</p> <p>修正動議の取扱いをより正確に定めます。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p>い。</p> <p><u>3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。</u></p> <p><u>4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに 10 人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。</u></p> <p><u>5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2 つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。</u></p> <p><u>6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。</u></p> <p><u>7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。</u></p> <p><u>8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。</u></p> <p>（緊急動議）</p> <p>第 15 条 総代は、定款第 5 6 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。</p> <p><u>2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第 3 項及び第 4 項の定めを準用する。</u></p> <p><u>3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。</u></p>	<p>ない。</p> <p><u>3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2 つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。</u></p> <p><u>4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。</u></p> <p><u>5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。</u></p> <p><u>6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。</u></p> <p>（緊急動議）</p> <p>第 14 条 総代は、定款第 55 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。</p> <p><u>2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代 5 名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。</u></p>	<p>緊急動議の取扱いをより正確に定めます。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p><u>ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。</u></p> <p>(一事不再議) 第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。</p> <p>(特別委員会) 第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。 3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。 4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、<u>表決に付さなければならない。</u></p> <p>(総代会の打ち切り、延期及び続行) 第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。</p> <p>(討論の終結) 第19条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言を<u>することができない。</u></p> <p>(表決の方法) 第20条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。 2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。</p>	<p>(一事不再議) 第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。</p> <p>(特別委員会) 第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。 3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。 4 議長は、特別委員会の報告で<u>必要により、採決・採択に付さなければならない。</u></p> <p>(総代会の打ち切り、延期および続行) 第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、<u>または続行することができる。</u></p> <p>(討論の終結) 第18条 議長が議案の<u>採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。</u></p> <p>(採決・採択の方法) 第19条 <u>採決・採択</u>は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。 4 議長は、<u>採決</u>にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。</p>	<p>書面議決書の扱いについては改正案第21条で正確に定めます。また、「書面議決書の開封」という定めは不正確でしたので改めます。</p>

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総代会運営規約	コメント
<p>3 <u>総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。</u></p> <p>4 <u>棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。</u></p> <p>(表決結果の宣言) 第 21 条 <u>議長は、前条第 3 項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。</u></p> <p>(秩序の保持) 第 22 条 <u>総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。</u> 2 <u>議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。</u> 3 <u>議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。</u></p> <p>(規定の準用) 第 23 条 <u>この規約は、総会の運営について準用する。</u></p> <p>(改廃) 第 24 条 <u>この規約の改廃は、総代会の議決による。</u></p> <p>(施行期日) 1 <u>この規約は、組合成立の日から施行する。</u> 1 <u>2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</u> 1 <u>2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</u></p>	<p>2 <u>総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。</u></p> <p>3 <u>議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。</u></p> <p>5 <u>棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。</u></p> <p>(採決結果の宣言) 第 20 条 <u>議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。</u></p> <p>(秩序の保持) 第 21 条 <u>総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。</u> 2 <u>議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。</u> 3 <u>議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。</u></p> <p>(規定の準用) 第 22 条 <u>本規約は、総会の運営について準用する。</u></p> <p>(改廃) 第 23 条 <u>この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。</u></p> <p>附則 <u>2008 年 5 月 23 日第 23 回通常総代会で改正</u></p>	<p>コメント</p> <p>他の規約等とともに、表記方法を統一します。</p>